

受水槽以下装置に設置する  
量水器の取扱要綱

## 受水槽以下装置に設置する水道メーターによる 各戸検針及び各戸料金徴収に関する要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、受水槽以下装置に設置する水道メーター（以下「各戸メーター」という。）による各戸検針及び各戸料金徴収の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「受水槽以下装置」とは、給水を目的として設けられた受水槽から給水栓までの給水施設をいう。
- (2) 「各戸メーター」とは、接線流羽根車乾式直読型デジタルメーターをいう。

### (申 込)

第3条 受水槽以下装置に各戸メーターを設置し、各戸検針及び各戸料金徴収の取り扱いを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 各戸メーター設置許可申請書（第1号様式）
- (2) 各戸検針及び各戸料金徴収申込書（第2号様式）
- (3) 連絡責任者選定（変更）届（第3号様式）
- (4) 案内図、配管平面図及び配管立面図
- (5) 各戸メーター回り詳細図
- (6) 受水槽及び高架タンク詳細図
- (7) 流量計算書

### (調査等)

第4条 管理者は、前条の申込みがあったときは、受水槽以下装置に設置する各戸メーターの設置基準等に基づき必要な事項の調査を行い、当該申込者に必要な指示をすることができる。

(許 可)

第5条 管理者は、前条の調査等の結果、各戸メーターの設置について支障ないものと認めるときは、各戸メーター設置許可書（第4号様式）を交付するものとする。

(使用メーター)

第6条 申込者が設置する各戸メーターは、管理者が指定したメーターとする。

(費用負担)

第7条 各戸メーターの設置に要する費用は申込者の負担とする。

(メーターの譲渡)

第8条 申込者は、各戸メーター設置工事後、速やかに管理者の検査を受け、これに合格したときは当該メーターを管理者に無償譲渡するものとする。

(契 約)

第9条 当該メーターを管理者に無償譲渡した申込者（以下「設置者」という。）は、管理者と別に定める契約書により、各戸検針及び各戸料金徴収に関する契約を締結しなければならない。

(料金の徴収方法等)

第10条 管理者は、各戸メーターを検針し、使用者ごとに料金を請求する。

2 料金の徴収方法は、原則として口座振替とする。

3 管理者は、親メーター（配水管と受水槽との間に管理者が設置するメーターをいう。）の計量による使用水量と各戸メーターの計量による合計使用水量との間に生じた水量差に対する料金相当額については、徴収又は還付しない。

ただし、親メーターと各戸メーターとの間に発生した漏水を設置者又は設置者から給水施設を譲り受けた者（以下「設置者等」という。）が直ちに修理しなかった場合又は親メーター若しくは各戸メーターに欠陥があった場合はこの限りでない。

4 料金の算定及び徴収方法等については、この要綱に定めるもののほか、松戸市水道事業給水条例及び松戸市水道事業給水規程の定めるところによる。

#### (故障等に伴う使用水量の認定)

第11条 各戸メーターの故障等により使用者の使用水量が不明になったときは、管理者は、過去の実績を参考に使用水量認定要綱（昭和58年4月1日施行）により使用水量を認定する。

#### (連絡責任者)

第12条 設置者等は、次の各号に掲げる事務を処置するため、使用者のうちから連絡責任者を選定し、管理者に届け出なければならない。

- 1 共同使用に係る散水せん等の料金の支払いに関すること。
- 2 使用者から使用開始又は使用中の申込みを受けたときの管理者との連絡に関すること。
- 3 その他管理者との事務の取り次ぎに関すること。

#### (届出の義務)

第13条 設置者等は、次の各号のいずれか一つでも該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 1 連絡責任者に変更があったとき。
- 2 消火栓を消火以外に使用するとき。
- 3 受水槽の清掃をするとき。

#### (水質の保持)

第14条 設置者等は、受水槽以下装置の水質保持の義務を負うものとする。

#### (受水槽以下装置の検査等)

第15条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、受水槽以下装置を検査し水道使用者に対し必要な措置を指示することができる。

#### (補 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、昭和58年12月1日から施行する。

### (集中検針装置の設置に基づく各戸検針及び料金徴収に関する要綱の廃止)

- 2 集中検針装置の設置に基づく各戸検針及び料金徴収に関する要綱（昭和51年8月25日施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

### (経過措置)

- 3 旧要綱に基づき集中検針装置の設置等の申込みをした者（それに準ずると管理者が認めた者を含む）及び集中検針装置の設置許可を受けた者については、従前の例による。

第1号様式

(用紙規格 JIS A4)

各戸メーター設置許可申請書

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

住所  
申請人  
氏名  
印

下記建築物に各戸メーターを設置したいので許可くださるよう申請します。

記

1. 設 置 場 所
2. 施 設 名 称
3. 設 置 形 態
4. 水道メーター

第2号様式

(用紙規格 JIS A4)

各戸検針及び各戸料金徴収申込書

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

住所  
申込者  
氏名

印

下記建築物について、各戸メーターの検針及び料金の徴収をしてくださるよう申込みます。

記

1. 設置場所
2. 施設名称
3. 設置形態
4. 水道メーター

第3号様式

(用紙規格 JIS A4)

連絡責任者選定(変更)届

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

住所  
申込者  
氏名

印

下記のとおり連絡責任者を選定(変更)したのでお届けします。

記

建築名	
連絡責任者 の氏名	棟 号室(電話)



## 受水槽以下装置流量計算書

設置場所 \_\_\_\_\_

施設名称 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

### 1. 使用人員及び使用水量

	摘 要		
使用戸数	戸		
1日最大使用水量	$\frac{\text{(使用戸数)} \times \text{(1戸1日最大使用水量)}}{\text{戸}} = \frac{\ell}{\text{戸} \cdot \text{日}} = \ell / \text{日}$		
時間平均使用水量	$\frac{\text{1日最大使用水量}}{\text{平均使用時間}} = \frac{\ell}{\text{H}} = \ell / \text{H}$		
時間最大使用水量	時間平均使用水量の50%増とする。 $\ell / \text{H} \times \left(1 + \frac{50}{100}\right) = \ell / \text{H}$		
	<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">流量</td> <td style="padding: 5px;"><math>\ell / \text{sec}</math></td> </tr> </table>	流量	$\ell / \text{sec}$
流量	$\ell / \text{sec}$		

### 2. 受水槽及び高架水槽の容量

	容 量	使 用 水 量 と の 比 較
受 水 槽 ( 4 H ~ H )	$\ell$	$\frac{\text{受水槽有効容量}}{\text{時間平均使用水量}} = \frac{\ell}{\ell / \text{H}} = \text{H}$
高 架 水 槽 ( 0.5 H ~ 1 H )	$\ell$	$\frac{\text{高架水槽有効容量}}{\text{時間平均使用水量}} = \frac{\ell}{\ell / \text{H}} = \text{H}$
計	$\ell$	H

### 3. ポンプの能力

	単 位	数 量
型 式		
口 径	mm	
出 力	kw	
揚 程	m	
揚 水 量	ℓ/min	
高架水槽を満水にするのに要する時間 (30分以内)	$\frac{\text{高架水槽容量}}{\text{ポンプ能力}} = \text{—————} = \text{———} \text{分}$	

### 4. 給水装置の状況

		試 算 (1)	試 算 (2)
管	種		
口	径 mm		
延 長 m	管 延 長		
	換 算 長		
	計	L=	L=
水 頭 高 度 m	配 水 管 水 圧		
	配 水 管 と 水 栓 の 高 低 差		
	計	H=	H=
動 水 勾 配	$I = \frac{H}{L}$	$I = \frac{H}{L}$	
流 速 係 数	C=	C=	
流 量	ℓ/sec		
使 用 流 量 公 式			
使 用 水 量 と の 比 較			
量 水 器 種 別			
量水器使用範囲との比較			

## 受水槽以下装置に設置する水道メーターによる 各戸検針及び各戸料金徴収に関する契約書

松戸市水道事業管理者（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、受水槽以下装置に設置する水道メーターによる各戸  
検針及び各戸料金徴収に関する要綱第9条の規定により、各戸検針及び各戸料金徴  
収に関し、次のとおり契約を締結する。

### （料金の徴収方法等）

- 第1条 甲は、各戸の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）を検針し、  
その使用者ごとに料金を請求する。
- 2 料金の徴収方法は、原則として口座振替とする。
- 3 甲は、親メーター（配水管と受水槽との間に甲が設置するメーターをいう。以  
下同じ。）の計量による使用水量と各戸メーターの計量による合計使用水量との  
間に生じた水量差に対する料金相当額については、徴収又は還付しない。ただし、  
親メーターと各戸メーターとの間に発生した漏水を乙が直ちに修理しなかった場  
合又は装置上の欠陥があった場合については、親メーターの使用水量で徴収する。
- 4 料金の算定、徴収方法等については、この契約に定めるものの他、松戸市水道  
事業給水条例（以下「条例」という。）及び松戸市水道事業給水規程（以下「規  
程」という。）の定めるところによる。

（故障等に伴う使用水量の認定）

第2条 各戸メーターの故障等により使用者の使用水量が不明になったときは、甲  
は、過去の実績を参考に使用水量認定要綱により使用水量を認定する。

### （料金等未払のときの措置）

第3条 甲は、甲の請求した料金等の支払いがないときは、条例に定める措置をと  
るものとする。

### （連絡責任者）

第4条 乙は、次の各号に掲げる事務を処理するため、使用者のうちから連絡責任  
者を選定し、甲に届け出なければならない。

- （1） 共同使用に係る散水せん等の料金の支払いに関すること。
- （2） 使用者から使用開始又は中止の申込を受けたときの甲との連絡に関するこ  
と。
- （3） その他甲との事務の取次ぎに関すること。

### （届出の義務）

第5条 乙は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければ  
ならない。

- (1) 連絡責任者に変更があったとき。
- (2) 消火せんを消火以外に使用するとき。
- (3) 受水槽の清掃をするとき。

(水質の保持)

第6条 乙は、受水槽以下装置の水質保持の義務を負うものとする。

(周知徹底)

第7条 乙は、この契約の内容について、連絡責任者及び使用者に周知徹底しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が契約条項に違反し、警告してもなお、それが是正されないときは、当該契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(補 則)

第9条 この契約に定めのない事項については条例及び規程等の定めるところによる。

この契約の証として本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 松戸市ニツ木2003番地の1

松戸市水道事業管理者

乙 住所

氏名

年 月 日

(あて先)

松戸市水道事業管理者

住所  
申請人  
氏名

印

## 寄 附 採 納 願

下記施設に設置した物件を市に寄附いたしたいので、採納くださるようお願いいたします。

### 記

1. 設 置 場 所
2. 施 設 名 称
3. 設 置 形 態
4. 水道メーター
5. 工事費内訳書

## 受水槽以下に設置する各戸メーターの設置基準

- 1 各戸メーターの種類  
別表－1（P179）のとおりとする。
- 2 各戸メーター番号及び設置位置  
各戸メーター番号は、水道部が指示する番号を指示した位置に鮮明に打刻するものとし、設置にあたっては水道部が作成する室割表に基づき定められた位置に取付けるものとする。
- 3 各戸メーターの設置方法  
各戸メーターの側面に指示してある流入方向を一致させ、かつ傾斜しないよう水平に取付けるものとする。
- 4 各戸メーターの設置場所  
各戸メーターの設置場所は、各戸メーター室内とし、各戸メーターの点検等を容易に行うことが出来る場所であるものとする。
- 5 各戸メーター室及び各戸メーター室扉  
(1) 各戸メーター室及び各戸メーター室扉は、各戸メーターの取付、取外し、点検、修理等を容易に行うことが出来る大きさであるものとする。  
ア、各戸メーター室及び各戸メーター室扉の寸法  
室内及び扉の巾、高さ共に 600mm以上とするものとする。  
但し、室内に複数の各戸メーター並びに各戸メーター以外の計器等を設置する場合は、必要に応じ各寸法を大きくするものとする。（P185「別図－第3」、P186「別図－第4」、P187,188「別図－第5」参照）  
(2) 各戸メーター室は、各戸メーター室内での漏水等の水が各住居へ侵入するおそれのない構造とするものとする。
- 6 各戸メーター室内の配管  
(1) 各戸メーターの手前（上流側）には、ボール式伸縮止水栓又は、スリースバルブを取付けるものとする。（P189「別図－第6」参照）  
(2) 各戸メーター前後の配管は、ビニールライニング鋼管を使用するものとする。
- 7 量水器及び配管の防寒  
量水器室内に設置する量水器は、当市指定の量水器カバーを設置し、量水器前後の配管には防寒措置を講じるものとする。（P185「別図－第3」、P186「別図－第4」、P187,188「別図－第5」参照）
- 8 その他  
この設置基準に定めのない事項又は解釈に疑義のあるときは、水道部の指示に従うものとする。